

八幡神社の歴史と由緒

2014・04・13

鳥取県立博物館 大嶋 陽一

はじめに

- 江戸時代を中心に八幡神社の由緒と歴史について報告する
 - 2011年3月より古文書の整理 → 全体数千点 → 整理は数%
 - ①八幡神社に関するもの（吉川～池田寄進状、神領関係、祈願所－池田家、社殿、荒尾家）
 - ②宮司内藤家に関するもの（神道裁許状、祝詞・儀礼書、親族関係）
 - ③藩政・神社行政に関するもの（会見郡幣頭関係資料）
 - ④藩内外におよぶ神官ネットワークに関するもの（吉田家、神葬祭）
 - ⑤「文化」に関するもの（神道、奉納品（絵馬、能面））
- 神道・行政・領主・文化など幅広い問題を扱える資料群

1. 鳥取藩政と神社

※以下の概要は拙稿「鳥取藩の神社と神社改帳」（鳥取県東部青年神職会『因幡神社御改帳』2012年）より

①鳥取藩の神社

- 神社数（表1、2）約6,000社以上。現在の7倍（神社本庁包括社825社）。
- 寛延2年（1749）、62人間に1社 ※江戸時代の鳥取藩人口約30万人
- 大社（郷庄保単位、藩が決定）、本社（およそ村単位）、末社（大社や本社に附属する）
⇒八幡神社は「大社」に相当
- 鳥取藩から領地を与えられている社数：90社

（天保5年（1834）、因幡34社、伯耆56社）

⇒八幡神社は伯耆1位（全藩で3位）

鳥取藩の神社の拝領高（天保5年（1834））

因幡

	神社名	石高	所在地
1	東照宮	500石	邑美郡富安村
2	勝宿大明神	39石6斗余	気多郡寺内村
3	松上大明神	28石5斗余	高草郡松上村
4	一宮	25石4斗余	法美郡宮下村
5	倉田八幡宮	23石7斗	邑美郡馬場・數津村
6	白兔大明神	20石2斗	高草郡内海村
7	吉備大明神	19石7斗余	高草郡賀露村
8	勝嶋大明神	16石4斗余	気多郡鹿野
9	鷲峰大明神	16石1斗余	気多郡鹿野
10	百先大明神	8石余	邑美郡吉成村

表1 寛延2年（1749）の因伯神社数

	大社	本社	末社	計
因幡	57	409	1818	2284
伯耆	77	506	5385	5968
計	134	915	7203	8252

鳥取藩政資料「御目付衆寛延二巳年被来候節御兩國之請事御尋并御答書抜也」より作成。

表2 寛政元年（1789）の因伯神社数

因幡

	宮数（社）
邑美	75
岩井	187
法美	160
八東	294
八上	138
気多	504
高草	148
智頭	295
計	1801

伯耆

	宮数（社）
河村	365
久米	541
八橋	477
汗入	655
会見	594
日野	1354
計	3986

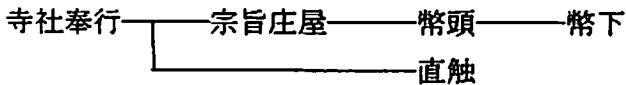
鳥取藩政資料「因幡伯耆萬人數牛馬數并獵場塙燒場之覚」

伯耆

	神社名	石高	所在地
1	八幡社	34石5斗余	会見郡馬場村
2	伊勢宮	26石9斗余	会見郡日吉津村
3	八幡社	16石4斗余	汗入郡国信村
4	一宮大明神	14石9斗余	汗入郡妻木村
5	加茂大明神	10石	会見郡原村
6	宇田川大明神	8石7斗余	汗入郡中西尾村
7	八幡社	7石8斗	会見郡法勝寺村
8	山王權現社	7石8斗	汗入郡淀江村
9	八幡宮	7石6斗余	日野郡佐川村
10	勝田大明神	7石5斗余	会見郡米子

②寺社行政

●藩…触の伝達、諸出願など



直触（永代直触と一代限り直触）…直接藩から触れが出される・願書を直接藩へ提出できる（表5）

幣頭…由緒ある有力神職、各郡1～3人（表4）

⇒八幡神社の内藤家は永代直触

●神社業界…神主免許（神道裁許状）交付関係など

本所（吉田家）——惣幣頭——幣頭——幣下

惣幣頭…長田神社永江氏

幣頭…由緒ある有力神職、各郡1～3人（表4）

表4 慶応2年（1866）幣頭一覧

因幡

邑美郡	吉成村	小幡将監
岩井郡	延興寺村	宮崎対馬
	太田村	田中伊賀
法美郡	八東郡延命寺村	竹内紀伊
八東郡	見柳中村	竹尾若狭
八上郡	宮谷村	鳥谷河内
氣多郡	山宮村	戸板中務
高草郡	八上郡曳田村	河嶋近江
	古海村	霧林讚岐
智頭郡	大坪村	河野策後
	湯屋村	綾田信濃

表5 慶応2年（1866）直触神職一覧

因幡	永代直触	伊福部極（一ノ宮）、永江河内（倉田八幡宮）、大幡縫殿介（高草郡松上村）、岡村紀伊（高草郡賀露村）、上地左馬介（高草郡布施村）、飯田主税（氣多郡勝宿）、原田出羽（氣多郡山根村）
	伯耆	山崎伊勢（八橋郡赤崎村）、内藤志摩（会見郡馬場村）、長谷川富之進（会見郡原村）、田口縫殿介（会見郡日吉津村）、永江出羽（久米郡福富村）

伯耆

河村郡	大原村	村上隼人
	森村	長田権磨
	橋津村	田中数馬
久米郡	下福田村	宮近河内
	不入岡村	石川山城
八橋郡	潮音寺村	後藤庄司
	上伊勢村	池本土佐
汗入郡	福尾村	金田長門
	妻木村	中嶋越前
会見郡	米子町	佐々木出羽
	宗像村	内藤民部介
口日野郡	古市村	山根加賀
奥日野郡	下石見村	相見山城
	黒坂村	梅林佐渡

因幡	平直触	宇田川常陸（氣多郡鳴滝村）、小宅玄蕃（氣多郡鷲峰村）、木口主計（氣多郡宿村）、太田和泉（法美郡廣面村）、小林安芸（法美郡紙子谷村）、大川伊予（八東郡殿村）、小寺采女（氣多郡母木村）、鐵田信濃（智頭郡湯屋村）
	伯耆	中嶋美濃（汗入郡国信村）、塚田勘解由（汗入郡坪田村）、杉山陸奥（会見郡境村）、田辺伊予（日野郡高代村）、入江豊前（日野郡西村）、安江陸奥（汗入郡淀江村）、河井松太輔（八橋郡太一垣村）、内藤大炊亮（会見郡尾高村）、三好遠江（日野郡東村）

鳥取藩政資料「因伯寺院直触帳」より作成。

2. 八幡神社の由緒と歴史

①江戸時代以前

- ・創建（社伝）：養老4年（720）【資料1】
- ・再建：養和元年（1181）【資料2】
- ・社地：古くは長者原近辺にあったとする（伯耆町坂長付近）
宮司相見家…会見郷を拠点とする豪族。姓は相見。進とも称した。
※進…室町時代の東伯耆の守護代（守護山名氏）
⇒相見家文書（鳥取県保護文化財、県立博物館寄託）後醍醐天皇の綸旨ほか
- ・天文戊午年（天文19年（1550））大洪水により、社地を現在の場所へ

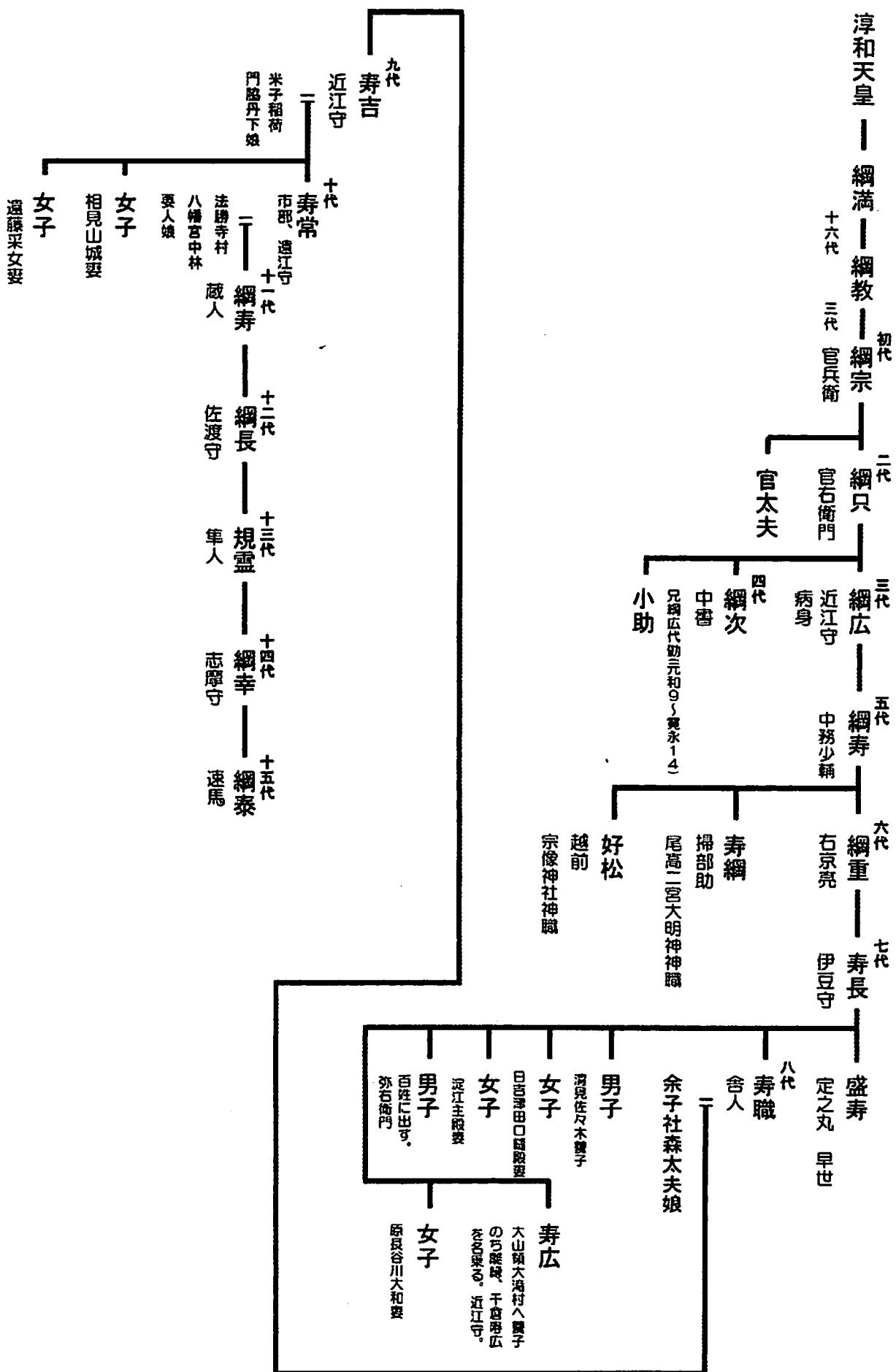
- ・天正 17 年 (1589) : 相見左京亮盛宗が吉川氏により改易
- ・天正 18 年 (1590) : 内藤官兵衛が吉川氏の要請により京都からやってくる
→伯耆と出雲の一部の神道裁許状の取次役となる

②江戸時代

- ・吉川家・中村家・池田家から手篤い信仰を受ける
★鳥取藩主祈願所: 病気平癒や降雨など藩主のために祈願する場所
- ・社領: 40 石 → 42 石 → 55 石 9 斗 8 合 → 34 石 5 斗 3 升
- ・種々の宝物 (文禄元年 (1592) 豊臣秀吉下賜の袍・面・乗物、慶長 10 年 (1605) 中村一忠寄進の歌仙絵ほか)
- ・遷宮時は藩から材木と人夫をもらうことができるほか、各種の優遇
- ・明和 7 年 (1770) には「直触」となる
- ・米子城代の荒尾家が米子にやってくる際には参詣する
- ・松江藩主が参勤交代時に駕籠を休めた

	書名	年代	形態	数量
1	伯州会見郡大社八幡郷八幡大神之縁記	安永8年6月	豎帳	一冊
2	御條目写・被仰出写			12通
2-1	覚(社木伐採につき触れ)	宝暦11年2月		
2-2	覚(神家御法度)	正徳3年2月		
2-3	〔御條目再触二付達し〕			
2-4	覚(御両国社家中へ申渡)			
2-5	綱吉公御條目	天和2年8月		
2-6	定(諸社之祢宜神主等装束并吉田家許状等之儀二付御書付)			
2-7	〔仏教五戒・諸寺院管取次所等〕	年未詳		
2-8	〔幕府触書写(諸寺院僧侶一体風俗不宜二付取締)〕	天明8年11月		
2-9	覚(神主家内にて神事相勧もの宗門改血判御免)	元禄13年2月		
2-10	〔覚書〕			
2-11	佐治平兵衛御用状(神職宗門改改正につき通知)	2月18日		
2-12	〔修驗道法式之儀につき触書〕	享保10年5月18日		
3	〔八幡宮社殿并御上御建立之書上控〕	宝暦8年12月	豎帳	一冊
4	殿様御所勞ニ付御祈祷差出、同御逝去御悔差出扣	文政9~天保12年	豎帳	一冊
5	八幡宮縁記	文政3年2月	豎帳	一冊
6	荒尾近江殿米府へ入城日記扣	文政2年8月	豎帳	1冊
7	〔八幡宮社殿并棟札・古証文・宝物等由来書上控〕		豎帳	1冊
8	江戸初期の文書			一括
9	〔幕法・藩法等覚書〕		豎帳	一冊
10	永々御直触再願扣・武内社神銅体届書扣・長屋者届何角色々扣	文政五年三月	豎帳	一冊
11	中将殿因伯大守松平因幡守源朝臣斉稷公四拾式歳祝賀御祈祷	文政十一年十二月朔日	豎帳	一冊
12	文化式年丑とし内藤佐渡守江御目見江被仰付証状并二願書之控	文化二・四年		5通

八幡神社内藤家系図



【資料一】『鹿取縣社誌』八幡神社

鄉社 八幡神社

(西伯郡春日村大字東八幡字屋敷 鎮座)

(祭神)

譽田別尊、足仲彦尊、息長足姫尊、物部大連神、素盞鳴命、高良命

(由緒)

當社の社記に據れば、元正天皇の御宇養老四年九月の創立にして、其後後鳥羽院の御宇右大將源賴朝公の再興と云へり、古来地方の大社として朝廷の御崇敬武門武將の信仰特に厚く、元弘二年後醍醐天皇船上山へ御清幸の際當社神主回第宗國家盛参加して忠誠を賜し御酒を賜はり、又但馬土田一分及び龜別官の地頭職に補せられ、建武五年六月山名時氏當社に伯耆國保田庄内三谷村の地頭職を寄進し、慶國元年十月には美作國青倉庄地頭職に補すべき綱旨を賜はる等、多數の寄進状古文書を存す、代々の領主は祈雨、祈晴、冠婚、癒病、領中安全の祈願を特に當社に命ぜられ、又道營に際しては寛永十一年・承暦二年兩度より始め、其の後の道營には新國より作事奉行、大工棟梁を差向けられ、其後延寶九年よりは更に銀一貫五百目・材木六十本を下渡され、近々慶應二年まで營繕の都度舊例として以上の銀・木を附せひる、社領往古は千石を有せしと云ひ、其後質兵、元和寛永の証文に高四十石、四十二石、五十五石九斗八合、三十四石五斗三升を附せらる、又伯耆國格社會見郡大社と定めらる社域往古は四方八町に亘り樹木鬱蒼として一大深林を成せりと云ふ、又神宮寺ありて其跡を今大寺村と云ひ、河南十町餘にあり、本村内に其の末寺趾あり寺尾敷と呼ぶ、當時社家六戸十八戸ありしと云ふ、又祭禮の日には堅固の武士島取より下向し、下吏米子より出勤のこと寺社奉行の證文に見ゆ、例祭には負忌の神事、神輿渡御、七十五膳の供饌、御能の舞等ありしも今は中絶す、明治四年四月郷社に列せひる、同四十年十一月十九日神饌幣帛料供進神社に指定せらる、物部大連神は往古より本社境内末社なりしを明治元年神社改正の際合祭す、大正六年十月五千石村大字福市字四ツ塚谷鎮座無格社西千田神社（祭神素盞鳴尊、高良尊）同村大字同字屋敷ノ上鎮座無格社武内神社（祭神高良尊）同村大字同字東鬼鎮座無格社東鬼神社（祭神素盞鳴尊、高良尊）春日村大字水濱字堤外鎮座無格社水濱神社（祭神譽田別尊）を合併す。

【資料2】内藤家資料「八幡宮田納書」宝曆十一年（一七六一）

伯州会見郡人幡馬場村

八幡郷大社 八尺間三間四方 神主内藤遠江守

一八幡大神本殿 四方高欄前 惣柿葺

廣破二間四方

（中略）

社領高三拾四石五斗三升 神官職 住田齋

神楽神子職 同人

鼓太鼓職 永宗長門

座神子職 同人

注連下染人役 遠藤歌前

注連下同 来海越後

御薦鋪 相見權兵衛

（中略）

①一御棟札写シ右棟札雖有數多文字不分明、年号月日相知レ申分如此ニ御座候

②一八幡大神上葺 天永二月此外文字不見江

宝曆十一辛巳迄六百五十一年ニ成ル歟

〔見せ消し〕

③「〇八幡大神再建立 白和元歳右大将源頼朝、養老四年より四百六十一年」

（中略）

④一天正十七年卯月五日吉川、廣家

⑤△一豊臣朝臣太閤文禄元年、翁面三番三面菊桐之御門御寄進、菊桐ニテ御紋之乘物押領、御祈持御召連ナリ

⑥一中村伯耆守一〔見せ消し〕「学」忠公、歌仙三十六御寄進、萩野正長

（中略）

⑦一松三本寄進ト御座候ハ、進與陸兵衛紀成盛長者ト尔今当國ニテ世俗謂來リ申候、此仁当地長者原ト申處ニ只今広大之野原ニ城跡明白ニ残リ居申候、殊之外当社崇敬、日參之節茂御座候由、色々旧記語伝多御座候、昔者当國ニ松無御座候由、近江国ヨリ松苗三本取寄、当社馬場先ニ被植置候由、此松只今凡一丈五尺廻リ之大木、枝葉老重リ國中名高名木ニテ八幡之近江松ト世俗謂來リ申候、然ルニ、先年天文戊年八月之大流水ニ一本流失仕、只今一本ニ成申候、右近江ニ一本松之謂レ荒増如此ニ御座候

(8) 一 将軍豊臣朝臣秀吉様面御寄進ト御座候ハ、高麗陣之節私先祖内藤官兵衛

与申者被為御召出、敵亡戦之御祈禱被為仰付、船中迄御供ニ被為御召連
渡海仕候由、御帰陣之砌、右二面御奉納被為成、其上官兵衛儀勤功之為
御褒美、菊桐之金之御紋御乗物持領被為仰付、私家之大宝物一大事ニ仕
候得共、數年経來リ候故虫喰ニ成、三十年前私幼年之節迄者御神輿舍三
有之、形計残リ人々拝見仕候処、次第二破亡仕、只今無御座候得共、旧
記万々決テ相違無御座候、類風之儀ニ御座候得共、右之御記頭書ニ茂出
シ候ト奉存候

(9) △一二番叟翁面共ニ二面菊相之御紋付之御箱入ニテ、只今当社之御宝物ニ
テ明白ニ御座候、右将軍様御寄進ナリ

(10) △一歌仙三十六数荻野正長筆、慶長乙巳南呂吉祥日、中村伯耆守様御寄進、
是又尔今御宝物ニテ有之候

(中略)

(11) 一御造榮之節、御郡中ヨリ米五拾石、或ハ三拾石御高掛リ割米被為仰付來
リ、近代拾石宛被為仰付候御証文右同断

(12) 一殿様御代々御目見江被為仰付來リ御証文数通所持仕候

(中略)

(13) 一御本所御家老中御代々より私家代々江被遣候御書拾六通所持仕候、御文
意皆社家官位之節、私家ヨリ御本所之御取次役ニテ添書仕來リ候ト相見
ヘ申候、尤古老之伝江ニ雲州能義郡迄茂社家之支配添書仕來リ候様ニ伝、
言明白ニ御座候、尤御証文所持仕候

(14) 一当社御神領大流水ニ流失之節御座候テ、御上様より御聞被為下シ置候御
証文数通御座候

(15) 一私家代々右之格式ニ被為仰付來リ候故、御郡中社家之筆頭相勤來リ候凡
決而相違無御座候、太古者当社領數百石古老之伝言尔久世俗茂中併明有
ニ御座候得共、大古之旧記破亡仕候故恐多書付申上ズ、伝言明白ニ御座
候処、左之通ニ御座候

(中略)

(16) 一御遷宮御祈禱御札御上様工指上来リニ御座候、御家老様・寺社御役所・
在方御役人衆中ヘ御札指上来リ御座候、右御殿様御園年ニ登城仕指上申
上候、御江戸御留守ニハ寺社御役所ヨリ御指上被為遣來リニ御座候

(17) 一御代々御上様御祈願所ニ御座候得ハ、御祈禱被為仰付候節ハ、御郡中之
社家不殘當社江出勤仕來リ相違無御座候、其節ハ從御上様為御初穂御銀
三数、或ハ五数、亦八十数被為仰付候節茂御座候、御定ハ無御座候、此
時御郡中之社家不残相集リ、一二夜三日、或ハ一七日御祈禱ニ応シ余ノ物
入寄等ハ御郡中ヨリ指出シ申上候御証文数通所持仕候

(中略)

(18) 一右之家柄故、明和七年寅年私儀別触ニ被為仰付候、万々私家御郡中前々
ヨリ筆頭ニ御座候儀ハ寺社御役所御記録ニ委ク御座候

(後略)

文書形式：墨絵

神道誓狀
〔大正二年〕

(本官・清輝書)

伯川會見郡八幡鄉
八幡宮之祠内奉事御守使
同一通遣之佐先付不復所念
專用此次恒例之相若文奉不參
勤之時可着風拂上體方得入者
神道誓狀之狀如上
(大正二年)
眞木十四年六月廿三日

神道誓狀
(本官・清輝書)

大書形態：手写體 (筆跡) 筆錄

追候 (はつこ)
日 (ひ)
月 (げつ)
日 (ひ)
山田 (やまだ) 久 (ひさし)
吉 (よし) 雅 (まさ)
口 (くち)

(筆跡)

⑪ ⑫

赤庄 (あかしょう)
野村 (のむら)

10
6
8
7
9
5
4
6
2
1
11